⑸　納入場所
八王子ＩＣ　１台（更新）
大月ＩＣ　１台（更新）
甲府昭和ＩＣ　１台（更新）
⑹　下取りに供する物品　有
入札参加手続きに先立ち、特記仕様書表－４に示す下取り機械を下記の通り公開しますので、希望する場合は、下記に記載する問合せ先に事前に連絡のうえ参加して下さい。
・下取り機械№１
①　公開日時　令和２年４月７日（火）午後３時から午後４時まで
②　公開場所　中央自動車道　八王子ＩＣ
・下取り機械№２
①　公開日時　令和２年４月７日（火）午後１時から午後２時まで
②　公開場所　中央自動車道　大月ＩＣ
・下取り機械№３
①　公開日時　令和２年４月７日（火）午前10時から午前11時まで
②　公開場所　中央自動車道　甲府昭和ＩＣ
中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　経理・契約課　電話042－691－1171
⑺　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額から下取り機械のリサイクル料金を除いた金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、下取り機械のリサイクル料金を除き見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に下取り機械のリサイクル料金を加算した金額を入札書に記載すること。本件入札は、「せり下げ方式」によることとし、契約制限価格は設定しない。なお、「せり下げ方式」による入札方法は、入札説明書及び入札者に対する入札指示書を参照のこと。

２　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者
二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者
イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　会社と係争中である者
チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等
リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等
ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等
ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等
ワ　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
⑵　入札書の受領期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の財務諸表類
③　納税証明書の写し（書式その３・その３の２・その３の３のうち、いずれか一枚）
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該支社等の長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）
④　会社の経歴を記載した書類
⑶　入札書の受領期限から開札の日までの期間に資格登録停止又は取引停止を受けている期間中でないこと。
⑷　当該購入等に関し過去に同種機械の納入実績もしくは製造実績のいずれかを有すること。
なお、製造実績は同種機械の主体的部分の実績とする。
・同種機械：「維持補修用機械標準仕様書（平成28年８月）中日本高速道路株式会社」による湿塩散布車（大型トラック（Ｂ）、湿塩散布機（Ａ）にて構成）、又は同湿塩散布車（大型トラック（Ｂ）、湿塩散布機（Ａ）にて構成）と同等の機械
・主体的部分：架装（湿塩散布機）
⑸　納入場所において、当該機械の運転及び取扱について下記に示す技術者による技術指導が出来ることを証明した者であること。
・求める技術者の資格：二級ジーゼル自動車整備士取得後実務経験５年以上
⑹　当該購入等に関し緊急時のアフターサービス・部品供給体制は、車両納車後から車両廃車時までの期間に下記に示す体制が確保出来ることを証明した者であること。
・求めるアフターサービス体制
①　直営工場もしくは協力会社工場が納入場所から24時間以内に到着できるところに１箇所以上確保していること。なお、協力会社工場等の場合は協力会社工場であると証明できる契約書などの書類提出ができること。
②　上記工場が国土交通省令等で定められた「普通自動車分解整備事業者」であること。
③　故障発生時緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制が確立された者であること。
・求める部品供給体制
①　一括対応できる窓口があること。
②　納車後部品供給年数が10年以上であること。
③　消耗品等（軽微故障）の部品調達に要する時間が24時間以内であること。
⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。